資料１

長久手町行政改革大綱及び行政改革推進計画について

１　第４次行政改革大綱の策定について

第３次行政改革大綱に基づいて行政サービスの充実と効率化を進めてきましたが、市制施行に伴う事務の増加、子育て世代や高齢者の増加など行政に対する需要は増え続け、引き続き効率的で十分な行政サービスを提供していく必要があります。

そこで、市制施行に伴う委譲事務や、首長交代に伴う重点施策への資源分配などに対応するため、効率的で十分な行政サービスの提供を目的に、第４次行政改革大綱の策定を行います。

２　長久手町行政改革推進計画（第２次集中改革プラン）について

前計画から引き続き実施する事業、新たに追加する事業を検討し、行政改革大綱を推進する具体的な計画を策定します。

３　推進体制

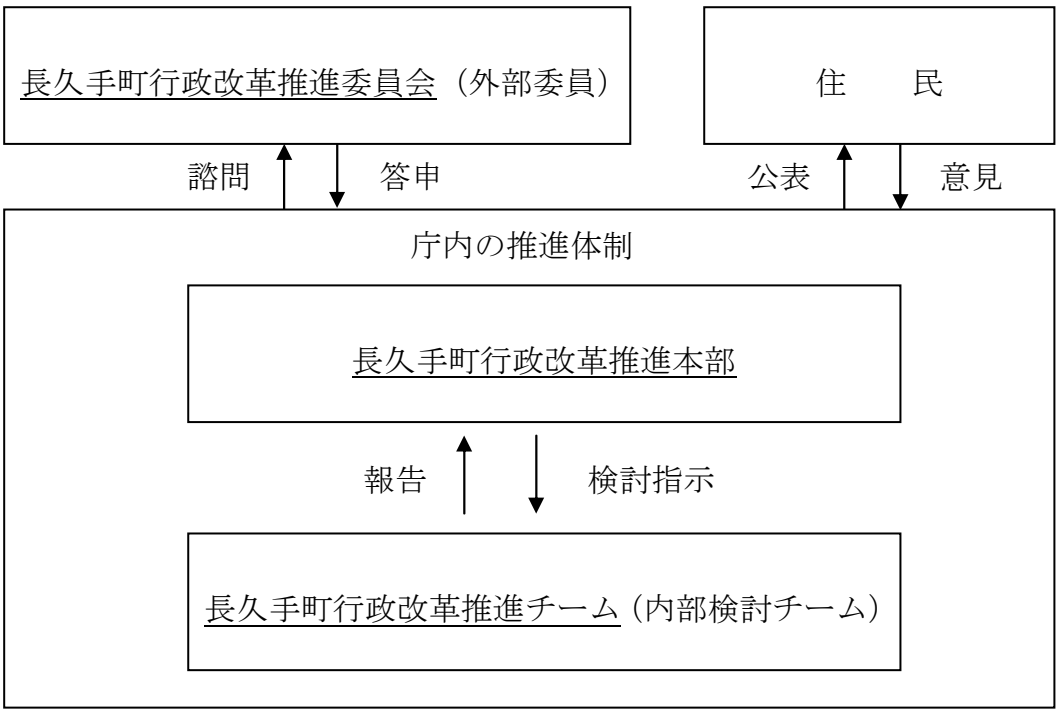

４　策定の流れ

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
内部検討	←	—	—	—	—	—	→							
外部委員会検討								←	—	—	→			
パブリックコメント												↔		
まとめ・答申													↔	
公表・実施														→